

## 標準負担額減額認定証 再申請は5/1～31に

入院中の食事代の減額には「標準負担額減額認定証」が必要ですが、認定証の有効期限は5月31日です。続けて認定を受ける人は、必ず再申請してください。

**申請期間** 5月1日～31日 **持ち物** 国民健康保険被保険者証（老人保健に該当する人は、医療受給者証と加入保険者証を持参してください）・窓口備え付けの標準負担額減額認定申請書（再申請日の前1年間に90日以上入院があった人は、旧認定証・領収書なども）**受け付け** 保険年金課（☎54-8159）・保健福祉課（☎54-8164）・中部地区を除く各地区市民センター **その他** 老人保健受給者以外の人で、ほかの健康保険に加入している人は、各健康保険の取り扱い窓口へお問い合わせください。また、国民健康保険に加入している人で、次の①または②に当てはまる人は、適正な賦課および保険給付のために国民健康保険申告書兼市県民税申告書が必要です ①所得があり、まだ申告を済ませていない ②所得の有無に関わらず、扶養になっていない

## 総合会館7階第3研修室 新たにご利用いただけます

4月から、総合会館7階の音楽室が第3研修室（定員30人）としてご利用いただけるようになりました。  
**利用料** 午前（9時から正午）…2,600円 午後（1時～4時30分）…3,600円 夜間（午後5時30分～9時）…4,600円 全日（午前9時～午後9時）…10,400円 **ピアノ使用料** 500円 **申し込み** 総合会館7階貸館受付（☎54-8292）

## 日本赤十字社の 社資募集にご協力を

5月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は、災害や紛争・飢餓などで苦しむ人々への支援活動を行っています。また、日赤四日市市地区では、火災などが原因で全焼または半焼の被災者にお見舞いをお届けしています。こうした活動の資金となる社資募集にご理解とご協力をお願いします。  
**問い合わせ** 日本赤十字社四日市市地区（保健福祉課内 ☎54-8163）

## 安心して活動するためにスポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツや文化・ボランティア活動、地域活動などの最中に起こった傷害事故や賠償責任を負う事故を補償する保険です。

**対象** 5人以上のアマチュアの団体やグループ **掛け金と補償額** 下表のとおり **保険期間** 4月1日～平成13年3月31日 **問い合わせ** スポーツ課（☎30-3132）

### ●スポーツ安全保険の掛け金と補償額

対象団体	掛け金 1人年額					賠償責任 保険 (補償限度額)	共済見舞金
		死 亡	後遺傷害	入 院 (日額)	通 院 (日額)		
中学生以下のグループ 高校生以上の文化・ボランティアなど	450円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人賠償 1人 1億円 1事故5億円	突 然 死 (急性心不全、脳内出血など)
高校生以上のスポーツ	1,400円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対物賠償 500万円	140万円
60歳以上の団体	800円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		
山岳登山などを行う団体	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		



## 国民年金の学生納付免除制度が 4月から変更されます

今までは本人および親元世帯の所得に制限がありましたが、今年からは学生本人のみの所得が一定の所得以下の場合、申請により保険料の納付を要しないものとする事ができる「学生納付特例」制度に変更されました。（定時制・通信制の高校生、夜間大学生を除く）。

この期間は国民年金の加入期間として認められますが、年金の額には反映されません。ただし、この期間から十年間は保険料を追納することができ、追納することにより年金額に反映させることができます。

**問い合わせ** 保険年金課（☎54-8161）

## 年金の現況届は誕生月に

年金を受けている人は、引き続き年金を受けるために、毎年1回「年金受給権者現況届」のはがきを提出することになっています（ただし、年金を受けて1年以内の人は、提出する必要はありません）。この現況届を出し忘れると、一時的に年金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。現況届のはがきは、誕生月の初めに社会保険業務センターから送付されます。誕生月の末日（必着）までに、

必要事項を記入し、切手を張って同センターに返送してください。また、代理の人が記入する場合には、代理の人の住所・名前も記入してください。

**問い合わせ** 保険年金課（☎54-8161）

## 納付が難しい人は 免除申請を

自営業者などの国民年金第1号被保険者の人は、個人で保険料を納めることになっています。しかし、経済的な理由などで保険料を納めるのが難しい人には、保険料の免除制度があります。申請は、毎年行う必要があるため、昨年手続きした人で引き続き免除を希望する人は、必ず申請してください。

**問い合わせ** 保険年金課（☎54-8161）

## 国民年金に上乘せする 公的な終身年金・国民年金基金

将来、国民年金だけでは不安だという人のために、国民年金に上乘せする公的年金として、国民年金基金があります。この制度の掛け金は、全額が社会保険料として所得から控除されますので、所得税や住民税が軽減されます。また、受け取る年金には、公的年金控除が適用されます。

国民年金加入者が有利な条件で年金を増やせる制度として、最近人気が高まっています。この基金には、国民年金保険料を納めている人なら誰でも加入できます。掛け金は年齢によって決まるので、早く加入した方が有利だと言えます。詳しくは、三重県国民年金基金（フリーダイヤル0120-29-1284）へ。